



JUADA国家ライセンス スクール運営支援サービスの規約変更等 に係るウェビナー

2024年2月28日

本日のプログラム

13:30~13:35	開会挨拶	JUIDA事務局長 熊田知之
13:35~16:00	<p>○国家ライセンススクール運営支援サービス規約改定について</p> <ul style="list-style-type: none">• 国家ライセンススクール運営支援サービス規約改定の背景と変更箇所• 修正対応箇所• 追記対応箇所 <p>○監査における是正措置のフォローアップについて</p> <ul style="list-style-type: none">• 是正措置の進捗状況の確認について <p>○年会費関係のお支払いについて</p> <ul style="list-style-type: none">• 年会費の請求時期について <p>○監査で指摘のあった重大な不適切事項のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none">• 11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項 <p>○その他お知らせ</p>	JUIDA経営企画室 室長 田口直樹

■ 国家ライセンススクール運営支援サービスの 規約変更について

国家ライセンススクール運営支援サービス規約改定

改定の背景

国家ライセンス制度開始から1年以上が経過しましたが、国家ライセンススクール運営支援サービス開始当初において、曖昧であった部分や実態に沿わない箇所が当初から様々な方針が変わってきております。そんな中、規約自体が運営に沿った形となっていないため、今回、規約の見直しを実施し、改訂いたしました。

修正対応箇所（1/3）

改訂前	改訂後	改訂概要
<p>(定義) 第2条</p> <p>「利用者」 ……本サービスを利用するスクール</p> <p>「申請者」 ……本サービス利用のための申請を行うスクール</p>	<p>(定義) 第2条</p> <p>「利用者」 本サービスを利用するJUIDA認定スクール</p> <p>「申請者」 本サービス利用のための申請を行うJUIDA認定スクール</p>	<p>利用者、申請者の表現をより適切な表現となるように見直しました。</p>
<p>(契約の成立) 第4条3</p> <p>利用者は、本サービスの利用に先立ち、第13条に定める年間利用料をJUIDAに支払わなければならない。</p>	<p>(契約の成立) 第4条3</p> <p>利用者は、本サービスの利用開始および更新日から1か月以内に、第13条に定める年間利用料をJUIDAに支払わなければならない。</p>	<p>年会費の更新に合わせて支払のタイミングを調整いたしました。</p>

規約修正対応箇所

修正対応箇所（2/3）

改訂前	改訂後	改訂概要
<p>（契約の更新等）第6条</p> <p>利用者は本契約が更新される日の30日前までにJUIDAに対して本契約の解除申請を行うことができる。</p>	<p>（契約の更新等）第6条</p> <p>利用者は本契約が更新される日の前日までにJUIDAに対して本契約の解除申請を行うことができる。</p>	<p>前項の支払期限に合わせて修正いたしました。</p>
<p>（利用者の責務）第8条③</p> <p>JUIDAが定める教材（有償）を使用すること。</p>	<p>（利用者の責務）第8条③</p> <p>JUIDAから提供するテキスト（有償）を受講生全員に対して一人一セット（座学/実技）利用させること。また、原則として、講義の実施はJUIDAから提供するパワーポイントを投影して行うものとするが、オンライン講習等によりツールを利用する場合は当該パワーポイントの内容を録画して反映する等の方法によることができる。その他のケースについては国土交通省への届出の前にJUIDAに事前に承認を得るものとする。</p>	<p>サービス利用者の責務として、受講生一人につきテキストを一セット購入することを明確化いたしました。</p>

規約修正対応箇所

修正対応箇所 (3/3)

改訂前	改訂後	改訂概要
<p>(利用者の責務) 第8条④</p> <p>JUIDAが指定するシステム(有償)を使用すること</p>	<p>(利用者の責務) 第8条④</p> <p>JUIDAが指定するシステムを使用すること</p>	<p>「有償」の文言を削除いたしました。</p>
<p>(年間利用料) 第13条1</p> <p>1か所につき金36万円(税別)</p>	<p>(年間利用料) 第13条1</p> <p>事務所1か所につき金36万円(税別)</p>	<p>年間利用料が事務所あたりの請求となることを明確化いたしました。</p>
<p>(解除) 第18条③</p> <p>偽りその他不正の手段により認定を受けた事が判明したとき</p>	<p>(解除) 第18条③</p> <p>偽りその他不正の手段により本サービスの加入が判明したとき</p>	<p>国家ライセンススクール運営支援サービスの契約解除の条件の一つを左記のとおり修正いたしました。</p>
<p>(個人情報の取扱) 第26条</p> <p>一般社団法人日本UAS産業振興協議会(以下「本協議会」といいます)は、 ・・・(第26条末尾まで)。</p>	<p>(個人情報の取扱) 第26条</p> <p>その他の個人情報の取り扱いについては、JUIDAのホームページに掲示する「個人情報保護方針」によるものとする。 ○JUIDA個人情報保護方針 https://uas-japan.org/privacypolicy/</p>	<p>その他の個人情報の取扱に関する部分が長いため、JUIDAのHPを参照する形に修正いたしました。</p>

規約追記対応箇所

追記対応をした改訂部分に関してご説明させていただきます。

追記対応箇所

追記事項	改訂概要
<p>(契約の更新等) 第6条4</p> <p>前項に関わらず、利用者がやむを得ない事情により本サービスの利用を継続できない場合、JUIDAの承認を得た上で休止とすることができる。休止中は第13条に定める年間利用料の支払は発生しないものとする。休止中、利用者は登録講習機関としての講習及び修了審査の実施はできないものとする。</p>	<p>国家ライセンススクール運営支援サービス利用者の休止に関する取扱を追記いたしました。</p>
<p>(利用者の責務) 第8条⑧</p> <p>国家ライセンス制度に対応した監査を受けるにあたっては、本利用規約を遵守のうえ受査すること。また、登録講習機関等監査実施団体の各種要請に協力すること。</p>	<p>サービス利用者の責務として監査に関する要請への協力を追加いたしました。</p>

規約追記対応箇所

追記対応箇所

追記事項	改訂概要
<p>(利用者の責務) 第8条⑨</p> <p>JUIDAが登録講習機関等監査実施団体として監査を行っている場合に、利用者は、前号の監査実施時に本規約に違反する事象が確認された場合は、直ちに是正する措置を講じなければならない。また、その是正措置に因って発生した費用は、第13条に定める「年間利用料」の対象外であることを了承する。</p> <p>尚、登録講習機関等監査実施団体がJUIDAでない場合は、JUIDAの求めに応じて、別途適宜適合性の確認に対して対応するものとする。</p>	<p>監査後に国家ライセンススクール運営支援サービスの規約違反が発覚した際の対応を明確化いたしました。</p>
<p>(年間利用料) 第13条4</p> <p>年間利用料の対象となる第7条第3号の監査はオンライン監査とし、実地監査（往査）については別途定めるものとする。</p>	<p>監査における年間利用料内での対応スコープを明確化いたしました。</p>

規約追記対応箇所

追記対応箇所

追記事項	改訂概要
<p>(免責) 第16条3</p> <p>利用者は本サービスを活用して利用者が講習を行った上で受講者が修了審査を受験した際に、受講者の合格を保証するものではないことを確認する。</p>	<p>免責事項へ「受講者の修了審査結果に対する責任」に関する条項を追加いたしました。</p>
<p>(免責) 第16条4</p> <p>利用者は本サービスを活用して国土交通省の定める監査を受けた場合に監査についての適合性を保証するものではないことを確認する。</p>	<p>免責事項へ「監査結果に対する責任」に関する条項を追加いたしました。</p>

※その他細かい部分の文言等をより分かりやすくするため、修正しております。

監査における是正措置のフォローアップについて

是正措置の進捗状況の確認について

JUIDAから航空局へ提出する年度監査報告のため、監査を実施した登録講習機関を対象に、監査指摘事項の是正措置の進捗状況のヒアリングを実施したいと考えております。

項目	詳細
実施事項	1年度目の監査を実施した登録講習機関に対する監査指摘事項の是正措置対応の進捗状況のヒアリング
目的	JUIDAから航空局への年度監査報告のため
期日	2024年3月7日まで
詳細	2024年3月1日に各スクールに対してメールでお知らせ

※2月に監査を実施した登録講習機関に関しては対象外とする。

年会費関係のお支払いについて

運営支援サービス年間利用料の請求時期について

運営支援サービス年間利用料の請求時期に関して、先の規約改定を受けて、従来のJUIDA年会費、認定スクール更新手数料の請求時期と異なり3月末以降に請求となりますのでご注意ください。

種類	請求時期
JUIDA年会費	2月末請求 4月末支払
認定スクール更新手数料	2月末請求 4月末支払
運営支援サービス年間利用料	3月末請求 4月末支払

監査で指摘のあった重大な不適切事項のまとめ

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
本社4.1	航空局への申請及び届出にない者が講習を行っていないこと。	届出が受理される前に講師が活動をしていたため。
本社4.5/4.6	全ての講師が、告示に規定された講師に対する研修を登録講習機関等において受講し、修了していること。研修受講後3年を経過した者は、再度研修を受講し、修了していること。/ 全ての修了審査員は、担当する無人航空機操縦者技能証明の区分に応じた修了審査員研修を受講し、有効な修了審査員研修修了証明書を保持していること。	講師資格を有せずかつ虚偽の申請により修了審査員研修を受講し修了審査証明書を不正に取得していたため。
本社4.6	全ての修了審査員は、担当する無人航空機操縦者技能証明の区分に応じた修了審査員研修を受講し、有効な修了審査員研修修了証明書を保持していること。	修了審査員研修合格前に修了審査を行っていたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
本社5.3	オンラインでの学科講習を実施している場合、講習の方法は、告示別表第三の要件を満たしていること。	必履修科目の講習時間が満たされている必要があるが、確認出来るチェックロジックがシステム上になかったため。 (受講生の学習状況の記録を取る必要がある。)
本社5.3	オンラインでの学科講習を実施している場合、講習の方法は、告示別表第三の要件を満たしていること。	講習時間について合理的に証明することができなかったため。
本社5.4	オンラインでの学科講習を実施している場合、全ての受講者に対して修了確認試験（学科）を実施していること。	修了確認試験の結果を残していなかったため。 (採点表を破棄しているため)

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
本社6.1	航空局に届出のあった講習内容及び講習時間が基準を満たした実地講習の内容及び教材であること。	当日ヒアリングを実施したところ、複数名の受講者に対して、講師1名で対応しており、受講者の講習時間が満たされているのかが確認できなかったため。
本社7.1	事務規程に定める要件に合致した受講者に対して、受講科目に応じた修了審査を実施していること。	学科講習の課程修了の前に、修了審査を実施されていたため。
本社7.3	受講科目に応じた修了審査員が、修了審査を実施していること。	受講者が自身の審査員を担当しており、客観的な判断が出来ない状態で修了審査を行っていたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所1.2	施設及び設備は、航空局に申請した様式2「施設及び設備の概要書」に記載されているものであり、設備の個数にも大きな乖離がないこと。	航空局へ未届出の会場で、実地講習および修了審査を行っていたため。
事務所3.6	必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること。	許可承認を受けていない機体を使用していたため。
事務所3.6/4.17	必要履修科目の講習を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること。/ 実技審査を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること。	安全対策の確認を行った。その結果、修了審査員、補助者、受験者全てがヘルメットを始めとする防護具を装着していなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所3.7	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	提出のあった許可・承認証について、実地講習および修了審査に関して、昼間限定および目視内限定について、当該受講者があらかじめ取得していた包括申請により飛行をさせていたが、修了審査で使用する機体に関するものではなく、適切に許可・承認申請が提出されていなかったため。
事務所3.7	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	該当操縦者が飛行させる者として掲載されている許可・承認をしていなかったため。
事務所3.7	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	許可・承認をしていなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所3.7	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	許可承認を受けていない機体を使用していたため。
事務所3.7/4.18	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習/実技審査を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	登録講習機関から書類の提出がないため、当日ヒアリングで確認したところ、許可・承認を受けていない状態で修了審査を実施していたため。
事務所3.7/4.18	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習/実技審査を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	許可・承認証の申請をしていなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所3.7/4.18	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実地講習/実技審査を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	登録記号が同じ機体の許可承認書を個人名で取得していたため。
事務所4.1	机上審査が、適切な方法で実施されていること。問題が受講者に事前に開示されることがないこと。	適切な手順で実施されているか確認を行ったところ、机上審査が最後に行われており、修了審査の順序が正しく行われていなかったため。
事務所4.1	机上審査が、適切な方法で実施されていること。問題が受講者に事前に開示されることがないこと。	適切な手順で実施されているか確認を行った。その結果、目視外飛行および夜間飛行の机上審査が連続して行われており、修了審査の順序が正しく行われていなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.1	机上審査が、適切な方法で実施されていること。 問題が受講者に事前に開示されないことがないこと。	机上審査問題用紙と内容が日本海事協会から提供されていないものを使用していたため。 また登録講習機関が定めている机上審査マニュアルに誤った記述がされていたため。
事務所4.1	机上審査が、適切な方法で実施されていること。 問題が受講者に事前に開示されないことがないこと。	連続して机上審査（基本→目視の限定変更）が行われていたため。
事務所4.1	机上審査が、適切な方法で実施されていること。 問題が受講者に事前に開示されないことがないこと。	以下の指摘事項が行われていたため。 ①PCで試験を実施していた。 （PCを使用ではなく、紙媒体を使用しての試験方法にしていただく必要がある。） ②試験環境が騒音の中で実施されていた。 ③基本（昼間飛行、目視飛行）の机上審査が少なくとも連続で行われていた。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.3	机上審査の問題セットを万遍なく使う工夫がなされていること。	以下の指摘事項が行われていたため。 ①PCで試験を実施していた。PCを使用ではなく、紙媒体を使用しての試験方法にしていただく必要がある。 ②試験環境が騒音の中で実施されていた。 ③基本（昼間飛行、目視飛行）の机上審査が少なくとも連続で行われていた。
事務所4.5	適切に飛行前点検が実施されていること。	基本、目視外、夜間飛行において、それぞれ別の紙を使用して記録をしていなかったため。
事務所4.5	適切に飛行前点検が実施されていること。	受講生は飛行前点検を行っているが、受講生3名連続で飛行前点検を行っているため、正当な判断ができているといえないため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.5	適切に飛行前点検が実施されていること。	以下の指摘事項が行われていたため。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調、航空法の確認を行っていない。 ・ 点検結果の採点を受講者の横で一緒に行っている。 ・ 飛行点検直後に点検項目の記録を行わず、実技審査に入っている。
事務所4.5	適切に飛行前点検が実施されていること。	飛行前点検においてリモートIDの作動を確認すべきところ、リモートIDの有無のみの確認になっており、適切に点検が行われていなかったため。
事務所4.7	飛行前点検の後、日常点検簿に受講者は記録を行っていること。	基本、目視外、夜間飛行において、それぞれ別の紙を使用して記録をしていなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.8	日常点検簿の記載に問題がある場合、実地試験実施細則どおりの減点が行われていること。	基本、目視外、夜間飛行において、それぞれ別の紙を使用して記録をしていなかったため。
事務所4.9	航空局に申請した「修了審査用空域図」に記載されているとおりの空域であること。	提出された終了審査空域は屋外のみであり、変更届を提出し受理されていない限りは屋内での修了審査は認められないため。
事務所4.10	実技審査の飛行経路は、コーン等で明示されており、実地試験実施細則に定められた規定の大きさであること。また、ヘリパッドも規定の大きさであること。	8の字コースについてコースレイアウトの撮影動画内で測定を行っている形跡はあるものの、修了審査（実技）の動画においては、8の字コースの不合格区画の明示がなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.10	<p>実技審査の飛行経路は、コーン等で明示されており、実地試験実施細則に定められた規定の大きさであること。また、ヘリパッドも規定の大きさであること。</p>	<p>コースの寸法が誤っているため。 スクエアコース左側の不合格区画の寸法が不足しているように見える（不合格区画から1.5mが設定値） 全体の寸法を測定しているようだが、各区画等の寸法測定の値が確認できなかった。 また、8の字コースの減点区画域の内側に入れる寸法が1mと言っているようだが、スクエアコースの減点区画より1.5m内側に入れる必要があり、減点区画域の寸法が誤っている。</p>
事務所4.10	<p>実技審査の飛行経路は、コーン等で明示されており、実地試験実施細則に定められた規定の大きさであること。また、ヘリパッドも規定の大きさであること。</p>	<p>減点区画に進入した際の明確な判断が行えない以下の状態であったため。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ピルエットホバリングの減点区画、不合格区画の明示がない • 8の字の飛行経路を示すパイロン等がなく、8の字コースの設定時にもスクエアコースの内側減点区画が設定されている。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所 4.10/4.14	実技審査の飛行経路は、コーン等で明示されており、実地試験実施細則に定められた規定の大きさであること。また、ヘリパッドも規定の大きさであること。/ 実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	高度変化を伴うスクエア飛行の飛行経路中の指示地点が実施細則ではアルファベット（A～E）で記載されるが色表記となっていたため。
事務所 4.10/4.14	実技審査の飛行経路は、コーン等で明示されており、実地試験実施細則に定められた規定の大きさであること。また、ヘリパッドも規定の大きさであること。/ 実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	8の字飛行経路が示されていないため。
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	実技審査中、修了審査機体が着陸地点通過時に着陸地点を示すシートが風に煽られ移動して、所定の位置が示されていない状態で実技審査を継続していた。 動画が編集されており着陸地点が人為的に修正された後着陸しており、実技審査の手順を満たしていないため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	以下の指定事項が行われていたため。 <ul style="list-style-type: none"> ・飛行前点検に継続して実技審査を行っていた。 ・スクエア飛行の手順を教えていた。 ・飛行前に8の字飛行の手順を教えていた。
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	実地試験の対象者以外の受講者が同席していたため。
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	スクエア飛行→異常事態における飛行→8の字飛行の順で行われていたため。 また、離着陸地点をホームポイントと言っていたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.14	<p>実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。</p>	<p>以下の指摘事項が行われていたため。</p> <p>【スクエア飛行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行時間の計測方法が誤っていた。 ・ 離陸後のホバリング5秒のカウントを受講者が行なっていた。 ・ 修了審査員補助員が減点区画に進入した機体を確認していなかった。 ・ A～着陸地点への指示が誤っていた。 <p>【8の字飛行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行時間の計測方法が誤っていた。 ・ 離陸後のホバリング5秒のカウントを受講者が行なっていた。 <p>【異常事態の飛行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛行時間の計測方法が誤っていた。 ・ 離陸後のホバリング5秒のカウントを受講者が行なっていた。 ・ 異常事態発生の指示内容が誤っていた。 「異常事態発生です。直ちに着陸を行ってください」と指示をしていた。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	<p>実地試験実施細則にない説明や助言を行なっていたため。</p> <p>【一等・二等共通】</p> <p>実技審査の前の飛行方法の説明は助言に該当する。飛行前の「周囲を確認後」を助言と判断するには難しいが、着陸前の指示「安全確認後着陸してください」は安全確認不足を助言していると判断できる。</p>
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	スクエア飛行→異常事態における飛行→8の字飛行の順で行われていたため。
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	異常事態における飛行のコースセット変更が行われていなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.14	<p>実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。</p>	<p>以下の指摘事項が行われていたため。</p> <p>【基本科目】 スクエア飛行</p> <ul style="list-style-type: none"> • ホバリングが10秒行われていた。 • 修了審査員がホバリングカウントを行っていないかった。 • ホームポイント→離着陸地点→指示地点到達後（A,B,C,D,E,A）のホバリングを行っていた。 <p>異常事態における飛行</p> <ul style="list-style-type: none"> • 離陸前からGNSS等の水平位置安定機能がOFFにされていないなかった。 • 指示地点到達後（A,B,D）のホバリングが行われていた。 • 実施細則の手順通りでなかった。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	<p>以下の指摘事項が行われていたため。</p> <p>【目視の限定変更】 スクエア飛行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホバリング時間が5秒ではなかった。 ・指示地点でのホバリングが行われていた。 ・修了審査員がホバリングカウントを行っていなかった。 ・修了審査員が受講者と機体の動きを見て採点していなかった。 <p>異常事態における飛行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離陸前からGNSS等の水平位置安定機能がOFFにされていなかった。 ・修了審査員がホバリングカウントを行っていなかった。 ・10秒間の目視外ホバリング完了後、受講者は機体を目視できる状態になってから目視内で着陸を行わなかった。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所 4.14/4/15	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。/ 実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	実技試験中に飛行方法の説明を行っていたため。 (修了審査中のコースの飛行経路等の説明は不可) 着陸時の「周囲の安全を確認し着陸してください」という発言は安全確認不足を予防させるための助言に該当する。
事務所 4.14/4/15	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。/ 実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	実技審査の説明が修了審査中に行われていたため。
事務所 4.14/4.15	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。/ 実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	修了審査空域および立ち位置までの範囲に機等を置いていたため。 (机は受講者または修了審査員の横) また、実技審査中助言を行っていたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	実地試験実施細則の図面に表記した通りの指示地点名を使用していなかったため。
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	修了審査員補助員が不在の状態で実技審査を行っていたため。
事務所4.14	実地試験実施細則に定められたとおりの手順及び内容の実技審査で実施していること。	<p><一等> 他の受講者が同席した状態で実技審査を行なっている実技審査で、該当の受講者のみが修了審査会場にいる状態を保っていなかったため。 複数人数で実技審査を行う場合に、待合場所など実技審査会場から隔離できるように配慮していなかったため。</p> <p><二等> 口述審査（飛行前点検）が行われていなかったため。 実技審査中、修了審査員が飛行の指示以外のコメントを受講者に対して行なっていたため。</p>

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	<p>以下2件につき、修了審査の実施方法について重大な認識の誤りがあったため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二等基本のスクエア飛行に係る修了審査の最中に修了審査員が飛行位置を指示するなど助言を行っていたが、 「国航209322号二等無人航空機操縦士実地試験細則回転翼航空機（マルチローター）」Ⅱ章に記載の減点基準に基づき、不合格とすべきところ不合格としていなかった。 二等基本の8の字飛行に係る修了審査の最中に受験者がプロポから手を離すなどの行為が見られたが、 「国航209322号二等無人航空機操縦士実地試験細則回転翼航空機（マルチローター）」Ⅱ章に記載の減点基準に基づき、不合格とすべきところ不合格としていなかった。 *ただし、ホバリング中にプロポから片手を一時的に離して緊張をほぐすような仕草であったので合理的な理由とするべきか判断が難しい。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	点検記録簿の記入の際に修了審査員が記入漏れを指摘するような動作があり助言に受け取られかねない行為が確認されたが、 「国航209322号二等無人航空機操縦士実地試験細則回転翼航空機（マルチローター）」Ⅱ章に記載の減点基準に基づき、不合格とすべきところ不合格としていなかった。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	適切に減点されているか確認を行った結果、講習監査の監査員と採点結果に著しい差が認められたため。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	安全管理措置（ヘルメットの装着）が行われていなかったため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	不円滑の判定に乖離があったため。 安全確認で、気象の確認が出来ていなかったため。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	以下の不適切事項が生じていたため。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8の字飛行において、受験者が他の者から助言又は補助を受け、不正の行為があったため。 ・ スクエア飛行において、空域（地上と上空）および気象状況の安全を確認していなかったため。 ・ （屋内においても確認作業の必要が生じる。） ・ また、ホバリング時の5秒間カウントを修了審査員が行わなかったため。 ・ 異常事態における飛行において、審査開始前にGNSS等の位置安定機能OFFにしていなかったため。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8の字飛行実技審査の画面（左奥側）に他2名の受講者が座って待機しており、他の受講者が審査内容を確認できるような行為を行っていたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	以下の指摘事項が発生していたため。 【一等・二等共通】 実技審査の前に飛行方法の説明を行っていた。飛行前の「周囲を確認後」は助言と判断するには難しいが、着陸前の指示「安全確認後着陸してください」は安全確認不足を助言していると判断される。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	ホバリングのカウントを修了審査員が行っていなかったため。 また、周囲の安全確認を促す指示をしていたため。
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	不合格区画の設定が無く実技審査が行えない状態で試験を行っているが採点をしているため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.15	実技審査中、実地試験実地細則に定められた減点適用基準に該当する事象が生じた場合、基準どおりの減点がなされていること。	修了審査中に各科目前にコースの説明を行っていたため。
事務所4.16	実技審査中、審査時間が計測されており、実地試験実施細則に定める制限時間が守られていること。	動画中では時間計測の様子（音、映像）からは判断できなかったため。
事務所4.17	実技審査を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること。	許可・承認を受けていない状態で修了審査を実施していたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.17	実技審査を適切かつ安全に行うことができる体制が構築されており、必要な安全対策が講じられていること。	許可承認を受けていない機体を使用していたため。
事務所4.18	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実技審査を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	許可・承認を受けていない状態で修了審査を実施していたため。
事務所4.18	航空法第132条の85及び第132条の86に規定する飛行の禁止空域や飛行の方法により実技審査を行う場合に必要な許可・承認を受けていること。	許可承認を受けていない機体を使用していたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.19	飛行後点検が適切に実施されていること。	修了審査員が点検項目を呼称して点検をさせており、他者からの助言となり減点細目の不正行為が生じていたため。
事務所4.19	飛行後点検が適切に実施されていること。	修了審査員補助員が点検項目を読み上げて点検していたため。
事務所4.20	飛行後点検の実施時、受講者は確認の点呼を行っていること。	修了審査員補助員が点検項目を読み上げて点検していたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.21	飛行後点検の後、日常点検簿に受講者は記録を行っていること。	基本、目視外、夜間飛行において、それぞれ別の紙を使用して記録をしていないため。
事務所4.22	日常点検簿の記載が不適切である場合、実地試験実施細則の減点適用基準どおりの減点がなされていること。	基本、目視外、夜間飛行において、それぞれ別の紙を使用して記録をしていないため。
事務所4.22	日常点検簿の記載が不適切である場合、実地試験実施細則の減点適用基準どおりの減点がなされていること。	修了審査員補助員が点検項目を読み上げて点検していたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所4.23	口述審査（事故、重大インシデントの報告）が、適切に実施されていること。	事故・重大インシデントの試問時、「どこから火災が発生した？」と回答を促すような質問があり助言に受け取られかねない行為が確認されたが、「国航209322号二等無人航空機操縦士実地試験細則回転翼航空機（マルチローター）」Ⅱ章に記載の減点基準に基づき、不合格とすべきところ不合格としていなかったため。
事務所4.23	口述審査（事故、重大インシデントの報告）が、適切に実施されていること。	以下の指摘事項が生じていたため。 <ul style="list-style-type: none"> 問題を記述通りに読み上げなかった。 問題1-1または1-2から1問出題していなかった。 試験中に、回答内容について助言を行っていた。また、雑談でも助言を行っていた。
事務所 4.23/4.24	口述審査（事故、重大インシデントの報告）が、適切に実施されていること。/ 口述審査（事故、重大インシデントの報告）の問題セットを万遍なく使う工夫がなされていること。	オリジナル問題を使用していたため。

11月度ウェビナー以降に見受けられた重大な不適切事項

前回実施のウェビナー以降の監査にて見受けられた重大な不適切事項は以下の通りです。

項目	項目内容	不適切事由
事務所 4.23/4.24	口述審査（事故、重大インシデントの報告）が、適切に実施されていること。/ 口述審査（事故、重大インシデントの報告）の問題セットを万遍なく使う工夫がなされていること。	指定試験機関から配布されている問題の内容と異なる設問をしていたため。
事務所4.24	口述審査（事故、重大インシデントの報告）の問題セットを万遍なく使う工夫がなされていること。	問題が2-1または2-2から1問出題されなかったため。 また、記述通りの問題の読み上げが行われなかったため。